

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

訪問看護ステーション甲賀（以下、当ステーション）は、関係自治体に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により利用者の診療・薬剤情報等を取得・活用した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより「訪問看護医療 DX 情報活用加算」として定められた額を所定様式により加算します。

【新】訪問看護医療 DX 情報活用加算：50 円／日

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に基づき、情報収集を適切に行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 3 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制整備に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用し、適切に訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 上記 3 の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲示していること。

個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に基づき、個人情報の保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様の看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

資格情報の取り扱いについて

資格情報の提供は利用者様および代理人の同意に基づいて行われます。
同意のないオンライン資格確認を行うことはありません。

2025 年 7 月 1 日
一般社団法人 ヘルスケア甲賀
訪問看護ステーション甲賀
管理者 新山 和枝